

令和3年5月14日

習志野市新型コロナウイルスワクチン接種に伴う ワクチン廃棄防止要領について(お知らせ)

習志野市では、ワクチン接種時に予約のキャンセル等によりワクチンの余剰が出た場合の取扱いを定めワクチンを有効に活用することを目的に「新型コロナウイルスワクチン接種に伴うワクチン廃棄防止要領」を別紙のとおり4月26日に定め、本市ホームページに掲載しておりますのでお知らせいたします。

なお、医療従事者の内訳として救命救急に携わる消防職員を明示しているのが特徴であると考えております。

以上

問合せ先
健康福祉部健康支援課
電話：047-489-5736

習志野市新型コロナウイルスワクチン接種に伴うワクチン廃棄防止要領

（目的）

第1条 この要領は、新型コロナウイルスワクチン接種（以下「接種」という。）時に予約のキャンセル等によりワクチンの余剰が出た場合の取扱いを定め、ワクチンを有効に活用することを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、接種場所（実施医療機関、特設会場及び高齢者施設をいう。）において、接種を計画する場合、ワクチンの余剰が出ないように、ワクチンのバイアル数にあわせた接種人数枠を計画する。

（余剰が出た時の接種対象者）

第3条 やむを得ず、接種場所において、ワクチンの余剰が出た場合は、次の順位をもって、予約者以外に接種することができる。

この場合において、優先順位が同じ者が複数いた場合は、新型コロナウイルス患者（疑い患者を含む）に接する機会が多い者を優先とする。

（1）医療機関での接種の場合

- ①医療従事者等（医師、看護師、薬剤師、消防職員）
- ②習志野市民（接種券が届いている者に限る。）

（2）特設会場での接種の場合

- ①医療従事者等（医師、看護師、薬剤師、消防職員）
- ②特設会場の従事者（習志野市民）
- ③特設会場の従事者（習志野市外）

（3）高齢者施設での接種の場合

- ①当該施設従事者（習志野市民）
- ②当該施設従事者（習志野市民以外）
- ③医療従事者等（医師、看護師、薬剤師、消防職員）

2 市は、接種場所の責任者に対し、必要に応じて前項の優先順位に基づき接種対象者リストを作成する等、計画的な対応を図るよう周知するものとする。

（ワクチンの廃棄）

第4条 接種場所の責任者は、前条の規定により接種を実施してもなお余剰となるワクチンがあった場合は、ワクチンを廃棄することができる。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、ワクチンの余剰が出た場合の接種に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

本要領は、令和3年4月26日より施行する。